

様式 1 厚木市報道資料 (制度、その他一般等)		発 信 日									
		令和 3 年 11 月 19 日									
1	件 名	友好都市・沖縄県糸満市と災害時における相互応援に関する協定を締結									
2	概 要	<p>大規模災害の発生に備え、友好都市の沖縄県糸満市と相互の応援を円滑に遂行するため、12月1日に協定を締結します。</p> <p>(1) 協定名称 災害時における相互応援に関する協定</p> <p>(2) 締結団体 沖縄県糸満市潮崎町 1-1 糸満市長 當銘 真栄 (とうめ しんえい)</p> <p>(3) 内容 互いの地域で大規模な災害が発生した際に、食料や生活必需品、資機材の提供、復興に必要な職員の派遣など、災害規模や必要に応じた協力体制を整えます。</p> <p>(4) 協定締結式 (オンライン開催)</p> <p>ア 日時 12月1日 (水) 10時30分～</p> <p>イ 場所 本庁舎 4階秘書課第二応接室</p> <p>ウ スケジュール</p> <table border="1"> <tr> <td>10時30分</td> <td>開会</td> </tr> <tr> <td>10時35分</td> <td>締結式、写真撮影</td> </tr> <tr> <td>10時40分</td> <td>糸満市長、厚木市長、網走市長のあいさつ</td> </tr> <tr> <td>11時7分</td> <td>閉会</td> </tr> </table> <p>※網走市と糸満市の災害協定も併せて行います。</p>		10時30分	開会	10時35分	締結式、写真撮影	10時40分	糸満市長、厚木市長、網走市長のあいさつ	11時7分	閉会
10時30分	開会										
10時35分	締結式、写真撮影										
10時40分	糸満市長、厚木市長、網走市長のあいさつ										
11時7分	閉会										
3	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	<p>(1) 友好都市の糸満市との災害時における相互応援に関する協定の締結は初です。</p> <p>(2) 本協定の締結により、友好都市として相互の連携を深め、災害時に備えた防災力の高い体制づくりや減災につなげます。</p>									
4	添付資料	協定書(案)									
5	問合せ先	部課名	市長室 危機管理課長 遠藤 眞								
		電 話	(046) 225-2196								

## 災害時における相互応援に関する協定書（案）

糸満市と厚木市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合、相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災した児童及び生徒の小中学校への一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

（応援要請の手続）

第3条 災害が発生した場合に応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名等、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間
- (4) 小中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間
- (5) その他応援を必要とする事項等

（応援の実施）

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

（自主的応援）

第5条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第2条第1号から第3号までに規定するもののうち、応援しようとする市が必要と認めるものとする。
- 3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、第3条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市
  - (2) 応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市
  - (3) 前条第1項に規定する自主的応援に要した経費の負担は、別途協議して定める。
- 2 応援を行った市は、応援を受けた市が負担すべき経費を支弁する暇がなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合は、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

(損害補償)

第7条 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が、応急対策及び復旧等の応援活動中に損害を受けた場合は、原則として応援を行った市が補償するものとする。

2 派遣職員が当該応援活動中、第三者（被災者を含む。）に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその責任において対処するものとする。

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(連絡主管課)

第9条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に係る疑義が生じたときは、必要に応じて両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市

糸満市長 當 銘 真 栄

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

厚木市

厚木市長 小 林 常 良